

4. 風力発電事業についての環境アセスの実施状況等

＜条例において風力発電を
対象としている自治体＞

＜法令において風力発電を
対象としている諸外国＞

地方公共 団体	規模要件
福島県	○第1区分事業： 総出力10,000kW以上又は15台以上 ○第2区分事業： 総出力7,000kW～10,000kW又は 10台～14台
長野県	総出力10,000kW以上
滋賀県	総出力1,500kW以上
兵庫県 (神戸市)	○県下一律：総出力1,500kW以上 ○自然公園等特別地域：総出力500kW以上
岡山県	総出力1,500kW以上
長崎県	総出力15,000kW以上又は10台以上
新潟市	○一般地域：総出力10,000kW以上 ○特別配慮地域：総出力6,000kW以上

国名	規模要件
米国	5万kW超(発電所共通の規模) ※1
フランス	タワーの高さ50m超 ※1、3
韓国	10万kW以上
スペイン	50基以上、ラムサール条約湿地等では10基以上 ※2
オランダ	1.5万kW以上又は10基以上(スクリーニング)
ポルトガル	20基以上、ラムサール条約湿地等では10基以上(スクリーニング)
イタリア	0.1万kW以上 ※2
イギリス	3基以上(スクリーニング)
デンマーク	4基以上又は全体の高さ80m超 ※2、3
ドイツ	20基以上 6～19基(一般的スクリーニング) 3～5基(簡易スクリーニング)
カナダ	新設(簡易的なアセス)
中国	5万kW以上 ※1

※平成23年5月時点で、風力発電事業を条例の対象としている又はその予定がある自治体は約半数に留まる(環境省アンケート調査)。

＜自主的な環境影響評価＞

- 補助金の交付に当たって、NEDOマニュアルに基づき、環境アセスを実施。
- NEDOマニュアルは、総出力1万kW以上を対象として想定。一定の制約はあるものの、関係市町村への情報提供、供用段階における環境影響の調査、予測及び評価手法等が示されている。

※1: アセス必須の規模以下のものは簡易的なアセスを実施
 ※2: アセス必須の規模以下のものはスクリーニングを実施
 ※3: 定格出力2,000kWの場合、タワーの高さは60～80m程度、
 全体の高さは90～120m程度

出典 各国政府ホームページ等

5-1. 規模要件の指標について

- 原発除く発電事業は、指標として総出力を設定。
- 基数も候補となりうるが、近年の大型化の傾向に対応不能。

「制度の整合性や簡便性の観点
を踏まえ、総出力を指標とすること
が**適当**。」

5-2. 規模要件の水準について

【条例との関係】 法未満の要件が設定されないケースもあるため、ナショナルミニマムとしての水準を設定すべき。

【自主取組との関係】 NEDOマニュアル(1万kW以上)との継続性を考慮すべき。

【苦情等の発生】 騒音・低周波音に関する苦情は、1万kWから4割近くに増加。

【動植物・生態系への影響】 立地場所の動植物の脆弱性の観点で風力と類似する地熱発電(1万kW)を参考とすべき。
火力の土地改変面積(5ha)と対応する風力の規模(1万kW)を考慮すべき。

【カバー率との関係】 法成立時の他の発電事業のカバー率(火力97%、水力84%)を参考とすべき(風力1万kW:80%)。

【エネルギー政策との関係】 エネルギー基本計画における導入目標を達成できる水準が必要。震災の影響も考慮すると、2万、3万ないし5万kWとすべき。

【騒音・低周波音】 1基から現に健康被害の訴えが生じている。
【鳥類】 1,000~2,000kW以上から希少種の衝突死の事例あり。

「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある規模として1万kWとすることが**適当**。…」

ただし、再生可能エネルギーの導入促進の観点から2万kW以上とすべきとの意見もあった。

また、騒音・低周波音やバードストライク等の影響が現に生じていること等の理由から、5,000 kW又はそれ以下とすべきとの意見もあった。」